

大日本帝国政府

防衛通信網の整備へ

加入電話や民間用機器を回収

通電では決戦非常措置網の一
環としてある六日間既定された
「電気通信の動員体制に関する
件」に引継ぎ「防衛通信の整備
に當する件」を十一日の問題に
附録、五段連通相より説明して
され決定、同日午後拂曉よりそ
の内容を発表した、これは「電
気通信の動員体制に関する件」
と裏表二体の關係をなし國土防空
組織を中心とした電気通信の整
備であるために即ち電話なら
びに民間保有の電気通信機器、
資材の回収輸用、特にケーブルの
回収者發送するほか電報通電の
優先確保、非常時通信網の確保
等を図るのであり、その実施
につれては國の理解と協力によ
つてなつてあるが、場合によ

つては法的措置をも考慮、五月早
速に実行に移す方針でこゝに決
戦通信の非常措置は極めて緊張
に至つた
決戦非常措置網に基く電氣
通信の整備問題に關する件
(要綱) (情報局発表)

一、時局性乏しき間の當面、財
物の搬出を斷るための措置及び
通電の整理及び停止を行ひ取
扱いの關係を断る
二、電気通信用設備及資材を回収
するため、左の措置を講ず
(イ) 加入電話設備の回収、電話
の計費的回収を促進し、所要部
分を政府に於て回収する外、一
に關聯し資材回収の必要性む
を得ざる場合は、強制的に臨時
中加入の取消を爲すこと、此の
場合には假ね公報價格に相當す
る額を爲すこと
(ロ) 民間通信用機器及資材の
回収を爲すこと、これらは
一、加入電話の回収、免許電話
の回収等に關する
二、民間通信用機器及資材の
回収を爲すこと、これらは
かりに申すと通電網の減少を防
ぐとするに於ける
ケーブルを回収しない場合の附
録の回収はそのケーブルに回収
してある加入者の分について行
はれる、この場合主要加入者は
つては電話を確保しなければ
ならないからこの分だけは強制的
に回収するに當つてある、但
は電話の回収のための附録に
ある加入者の分について行
はれる、この場合主要加入者は
つては電話を確保しなければ
ならないからこの分だけは強制的
に回収するに當つてある、但

決戦通信網確立に關する今次措置は
の近郊地またはその他特殊制御
地帶等で電話の過密化して利用
規制のみでは目的達成困難な地
域において行ふことになる
しかして問題回収の方法としては、
主要加入者への電話輸用または加
入取消の方法により、加入者取消
した電話については一定の補償金
(電話賃料の公報市営電話)を
交付する
回収の実績は加入者の回収の必
要によるがケーブル回収等の必
要も認める
例、省令改正等により法規制付
けられるとともにケーブルの回収を
せんとするに於ける
ケーブルを回収しない場合の附
録の回収はそのケーブルに回収
してある加入者の分について行
はれる、この場合主要加入者は
つては電話を確保しなければ
ならないからこの分だけは強制的
に回収するに當つてある、但

電話の回収のための附録に
ある加入者の分について行
はれる、この場合主要加入者は
つては電話を確保しなければ
ならないからこの分だけは強制的
に回収するに當つてある、但

電話の回収のための附録に
ある加入者の分について行
はれる、この場合主要加入者は
つては電話を確保しなければ
ならないからこの分だけは強制的
に回収するに當つてある、但

電話の回収のための附録に
ある加入者の分について行
はれる、この場合主要加入者は
つては電話を確保しなければ
ならないからこの分だけは強制的
に回収するに當つてある、但

国定規格55年5月25日

一般通話は制限

特別至急電話を強化

電話回線の整備

電話回線の整備

電話回線の整備

防衛通信網の整備へ

加入電話や民間用機器を回収

電話回線の整備

電話回線の整備

電話回線の整備

防衛通信網の整備へ

加入電話や民間用機器を回収

電話回線の整備

電話回線の整備

電話回線の整備

防衛通信網の整備へ

加入電話や民間用機器を回収

電話回線の整備

電話回線の整備

電話回線の整備

防衛通信網の整備へ

加入電話や民間用機器を回収

電話回線の整備

電話回線の整備

電話回線の整備

防衛通信網の整備へ

加入電話や民間用機器を回収

電話回線の整備

電話回線の整備

電話回線の整備

防衛通信網の整備へ

加入電話や民間用機器を回収

電話回線の整備

電話回線の整備

電話回線の整備

防衛通信網の整備へ

加入電話や民間用機器を回収

電話回線の整備

電話回線の整備

電話回線の整備

防衛通信網の整備へ

加入電話や民間用機器を回収

電話回線の整備

電話回線の整備

電話回線の整備

防衛通信網の整備へ

加入電話や民間用機器を回収

電話回線の整備

電話回線の整備

電話回線の整備

極秘

決戦非常措置要綱ニ基ク電氣通信設備ノ動員整備ニ關スル件

運輸通信省

第一 方針

本邦ニ於ケル電氣通信設備ノ動員整理ヲ行ヒ、要員、物資、資金ノ徹底的經濟化ヲ圖ルト共ニ、非常時ニ於ケル各廳施設ノ綜合的利用ヲ可能ナラシメ、以テ戰時下國家ノ権要通信施設等ニ國土防衛通信網ノ急速ナル完成ヲ期セントス

第二 要領

- (一) 有線設備ノ統合整理ヲ行フ
各廳有線設備ノ統合整理ニヨリ、主要物資ノ回収活用ヲ圖リ、以テ施設ノ強化、機能ノ向上ヲ期スルト共ニ、空襲其ノ他大災害ニ對應スル鞏固ナル通信系統ヲ整備スル爲左ノ措置ヲ講ズ

(4) 主要區間回線ノ統一收容

各廳電氣通信ノ主要區間回線ヲ通信院ケーブルニ統一收容ス之方

爲市外ケーブル網改造工事ノ促進ヲ圖ル

(5) 短距離區間回線ノ線路統一

短距離區間ノ回線ハ原則トシテ通信院線路ニ統一ス

(6) 市街地線路ノ統一

市街地ニ於ケル通信回線ハ原則トシテ通信院地下線路ニ統一ス

(7) 無線設備ヲ整備シ運用ヲ統制ス

非常災害時ニ於ケル無線通信機能ノ活用ヲ全カラシメ、以テ通信連絡ノ絶對確保ヲ期スル爲、重要地ニ對シ超短波多重通信施設其ノ他非常用無線設備ノ擴充整備ヲ圖ルト共ニ無線通信ノ運用ヲ統制ス

(8) 非當時ニ於ケル施設ノ綜合的利用ヲ圖ル

空襲其ノ他非常事態ニ對應シ、各廳有無線通信施設ヲ綜合一体的ニ

利用シ得ル如ク之ガ計畫並ニ施設ヲ爲ス

(9) 施設計畫ノ綜合調整ヲ強化ス

國家ノ樞要通信施設特ニ國土防衛通信網ノ最重點的整備ヲ行フ爲、各廳有無線通信施設計畫ノ綜合調整ヲ強化ス

(10) 施設ノ建設保守ヲ一元化ス

技術ノ統一向上及建設、復舊工事ノ迅速化並ニ要員、物資、資金ノ徹底的經濟化ヲ圖ル爲、各廳電氣通信施設ノ建設保守ハ原則トシテ

之ヲ通信院ニ一元化ス

第三 指置

(一) 本要領ノ實施ニ依リ回収シ得ル主要物資ハ國土防衛通信施設ノ整備ニ優先的ニ充當ス

(二) 本要領ニ依リ回線ヲ通信院ニ移管シタル場合ニ於テハ現在線路ノ有スル綜合的且特殊的機能ヲ保持スルニ必要ナル通話回線ヲ當該廳ニ専用セシムルモノトス

(三) 本要領ノ具体的實施方策ハ通信院ニ於テ關係各廳擔當官協議シテ之ヲ策案スルモノトス

(四) 本要領實施ニ際シテ會計上必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

備考

一 軍用電氣通信設備ニツイテハ其ノ特殊性ニ即應スル如ク特別ノ措置

ヲ講ズルモノトス

二 鐵道專用通信設備ニツイテハ其ノ特異性ニ鑑ミ鐵道輸送ノ運營ニ支障ナカラシムル様措置スルモノトス

三 運輸通信大臣通信施設整備ニ關スル年次又ハ臨時ナル計画ヲ定ムル場合警察通信施設ニ關スル事項ニ付テハ内務大臣ニ協議ノ上之ヲ爲スモノトス